4 成 年 分 税 確 定 Œ 告

○申告をしなければならない人

得のある人は、これらの所得金額の合 申告をしなければなりません。 控除額の合計額を超えるときは、 計額が基礎控除や扶養控除などの所得 所得、譲渡所得、一時所得または雑所 事業所得、 利子所得、 給与所得、 配当所得、 退職所得、 不動産所得、 山林 確定

給与所得者の場合は、 次のとおりで

21ヶ所から給与を受けている人で、 ①その年中の給与収入金額が2,00 0万円を超える人

③2ヶ所以上から給与を受けている人 以外の所得金額との合計金額が20万 与収入金額と給与所得及び退職所得 で、主たる給与支払者以外からの給 金額の合計金額が20万円を超える人 給与所得及び退職所得以外の所得の

〇その他

合わせください。

(1)(2)(3)は、給与等のすべてに所得税 円を超える人 も確定申告が必要となります。 定の適用がされていない場合には、 となっていますので、 の源泉徴収がされることが前提条件 合計金額が20万円を超えていなくて 源泉徴収の規

> 得証明書が必要な人や国民健康保険 だれの扶養にも入っていない人で所 確定申告をする必要がない人のうち に加入している人は住民税申告を

行ってください。

〇医療費控除について おいて、 られた方は、 除の対象となります。 5%)を超える場合には、 どで補てんされる金額を差し引いた 支払った医療費の金額から保険金な 口(5637-0115)までお問い 長寿医療 (後期高齢者医療) 制度に 00万円までの人は所得の合計額の 金額が10万円 (所得の合計金額が2 高額療養費の支給額を受け 後期高齢者医療担当窓 医療費控

方は、税務署をご利用ください。 国税庁ホー ムペー

営業や不動産所得・譲渡所得のある 談センターは、廃止されています。 税務署により実施されていた広域相

ジ(http://www.nta.go.jp/)の「確

定申告書等作成コーナー 」 でも作成で

申告書の作成は、

神 埼 町

また、電子申告をすることもできます。

相談会場:		会場:	神埼市中央公民館 第1研修室			
月	日	曜日	地区別日割			
月			$9:00 \sim 12:00$	$13:00 \sim 17:00$		
2	16	火	西小津ヶ里	小津ヶ里		
	17	水	協和町	永 歌・大 門		
	18	木	出来町	神・納・大・依		
	19	金	本 堀	本 堀		
	22	月	荒堅目・曽根ヶ里	蔵 戸・野目ヶ里		
	23	火	一丁目	二丁目		
	24	水	三丁目	四丁目		
	25	木	駅ヶ里	田道		
	26	金	平ヶ里	駅通り		
	1	月	横武・上六丁・下六丁	戸井土・莞牟田・本告牟田・池辺田		
	2	火	山田・鶴田・姉川上分	姉川下分・姉川東分・姉川西分		
	3	水	尾崎東分・尾崎西分	岩 田・唐香原		
	4	木	平 山・猪 面・伏 部・野 寄	利 田・野 田・川 寄・柏 原		
	5	金	犬の目	馬郡・右原		
3	8	月	志波屋	三 谷・仁比山		
	9	火	的	小 渕・八 子		
	10	水	城 原・二 子	朝 日・石井ヶ里		
	11	木	鶴・西・鶴・東	東山・竹原		
	12	金	予備日	予備日		
	15	月	予備日	予備日		

(住基カード)をご持参ください。電子申告をされる方は、公的個人認証登録の住民基本台帳カード電子申告を利用した無料相談会を実施します。 2月16日から26日の期間、神埼町申告相談会場で税理士による、 相談受付時間 午前9時半から正午まで、 午後1時から4時まで

2月23日を除く) 午後7時まで ※神埼町会場(神埼市中央公民館)では、期間中の毎週火曜日(ただし、 は、 相談受付時間を延長します。

また、2月23日(火)には他の催事が予定されているため、駐車場不足が予想されます。

相談会場:千代田総合支所 1-1会議室

п	日	曜日	地区別日割
月			$9:00 \sim 12:00 \cdot 13:00 \sim 17:00$
	16	火	渡 瀬・仲田町団地
	17	水	乙南里・小森田・原の町
	18	木	下 板・大 島
	19	金	新 宿・柴 尾・龍 尾
2	22	月	上黒井・川 崎・出来島
	23	火	柳 島・下 西・上神代
	24	水	十 条・林 慶・上 地
	25	木	﨑が村・藤東
	26	金	詫 西・上 西・中 津
	1	月	姉・上直鳥・下犬童
	2	火	高・・用作
	3	水	大 石・丁太田・下神代
	4	木	黒津・藤西
	5	金	下直鳥・東野ヶ里
3	8	月	上犬童・丙太田・小 鹿
	9	火	大野・境原
	10	水	快楽・詫東・下黒井
	11	木	餘 江・嘉 納
	12	金	仁戸田・又南里・迎 島
	15	月	こすもす苑・ゆとり

脊 振 町

相談会場:脊振総合支所 1号会議室

1		ム一切・	日派心口文// 1 7 4 晚主		
н	日	曜日	地区別日割		
月			$9:00 \sim 12:00 \cdot 13:00 \sim 17:00$		
	16	火	広滝西		
	17	水			
	18	木	広滝東		
	19	金			
2	22	月	広滝下		
	23	火			
	24	水	久保山		
	25	木			
	26	金			
	1	月	頭 服		
	2	火			
	3	水	鹿 路		
	4	木			
	5	金	一番ヶ瀬		
3	8	月			
	9	火	鳥羽院		
	10	水			
	11	木	岩政倉今		
	12	金			
	15	月	予備日		
ス + 分 # ス ナ					

※地区別の相談日で都合がつかない方は、地区の日程以外でも結構です。

《電子申告(e-Tax)利用による無料申告相談会のご

国税電子申告システム(e-Tax)を利用した平成21年分所得税·消費税確定申告の無料相談会を「神埼 町申告会場」で実施します。当日、電子証明書(住民基本台帳カード)を持参し、申告をされた方は、所得税額から最高 5,000 円の税額控除を受けることができます。(この税額控除は、1 回限りです。) ※神埼市役所では、住民基本台帳カード発行に $1\sim 2$ 日かかります。(手数料 1,000 円) 住民基本台帳カード発行については、市民課($\mathbf{2}$ 37-0116)までお問い合わせください。

◎問い合わせ先

神埼市役所 税務課

千代田総合支所 市民福祉課 脊振総合支所

と変更ありません。

けている方は、これまで

市民福祉課

2 37 - 0114

2732 44 – 2732

2 59 – 2111

申請が必要です。 する方で、 害者控除の認定を受けようと

次に該当する方は、

(住民税)

申告の

3 7 問 千代田総合支所 脊振総合支所 44 ·埼市役所 い合わせ先 I 2 1 6 0 1 1 高齢障

1

害 課

市民福祉課

排泄、 詳しくは、お尋ねください。 て介助が必要 一日中ベッド上で過ごし 食事、 着替えにおい など

うな症状・行動や意思疎通 判定基準 の困難さが見られ、 日常生活に支障をきたすよ 介護が

※ 現 〇対象者 者に準ずるもの」として、 方) で「障害の程度が障害 市 在 が定める基準を満たす方 法の介護認定を受け 歳以上の高齢者 (介護保 障害者手帳の交付を

所得税 害者控除認定書について (住民税) 黒 備

有料広告

1

市

民福祉課

水廻り・水・漆喰のお部屋 想いを形にしませんか? ・健康な生活に。

-メンテナンスもお任せ下さい!お見積り無料。お気軽にどうぞ♪ 地域密着で"頑張っています!

(0952)52 - 7777